

令和3年度

宮城県 IT商品開発支援事業

対象事業 募集のお知らせ！

宮城県では、県内の中小企業のソフトウェア商品の開発や改良にかかる人件費等を補助する、「IT商品開発支援事業」を実施しており、現在下記のとおり今年度の対象事業を募集しております。

募 集 事 業

県内に本拠(※1)を置く中小企業等(※2)が実施する、以下のソフトウェア開発事業

- ①**スタートアップ型**: 販売開始前のソフトウェア商品の開発、試用提供を行い、商品化する事業
- ②**改良型**: 販売中のソフトウェア商品の改良(機能追加・性能向上)を行う事業

※1 本拠: 本社若しくは本店又は製品開発拠点

※2 中小企業等: 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業又は中小企業で構成された団体(みなし大企業除く)

補 助 率 / 補 助 限 度 額

補 助 率 2/3以内

補助限度額 ①スタートアップ型 200万円(ただし、重点枠に該当する場合は300万円)
②改良型 100万円

※重点枠

- イ 自動車関連産業、高度電子機械産業(電子部品・電子機械分野)向けの商品を開発する事業
- ロ 次の(1)から(3)の要件を全て満たす者が開発に従事する事業【高度新卒者】
(1)情報系の大学院を前年度又は前々年度に卒業 (2)申請時点で採用後3ヶ月以内
(3)事業と密接に関わる知識・技術を大学院で修学

募 集 期 間

令和3年4月19日(月)～6月9日(水)午後5時(必着)

- ・募集期間内に交付要綱に定めている交付申請書と関係書類(事業計画等)を提出願います。
- ・要綱・様式等詳細は、宮城県新産業振興課ホームページ(アドレス下記参照)で御確認ください。

採 択 件 数

スタートアップ型、改良型それぞれ5件程度を予定(スタートアップ型の重点枠については、最大2件)

※制度詳細等は裏面及び宮城県新産業振興課のHPをご確認ください。

◆ 事業詳細

	スタートアップ型	改良型
対象事業	(1)販売開始前のソフトウェア商品の開発を行い、県内企業に対して試用提供した上で改善し、商品化する事業 (2)販売開始前のソフトウェア商品を県内企業に対して試用提供した上で改善し、商品化する事業	販売開始から半年以上経過しているソフトウェア商品をニーズに基づき改良し、販売する事業
要件	県内企業に対する試用提供を行う事業であること。 ただし、別の手段を用いて県内企業に対する試用提供と同様の効果を得られると認められる場合は、試用提供に代える事が出来る。	機能の追加や性能の向上が伴う改良事業であること。 (不具合修正やOS対応は対象外。ただし、OS対応のうちPC専用からスマートフォン又はタブレットに対応させるための改良は補助対象とする)
対象経費	(1)ソフトウェア開発費 開発・改良(センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む。)に係る人件費(直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。)及び外部委託費、技術指導に対する謝金 (2)試用提供費 県内企業に対する試用提供に要するハードウェアのリース又はレンタルに要する経費、通信回線費、通信運搬費、交通費、消耗	(1)ソフトウェア開発費 改良(センサーなど簡易なハードウェアの製作を含む。)に係る人件費(直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。)及び外部委託費、技術指導に対する謝金

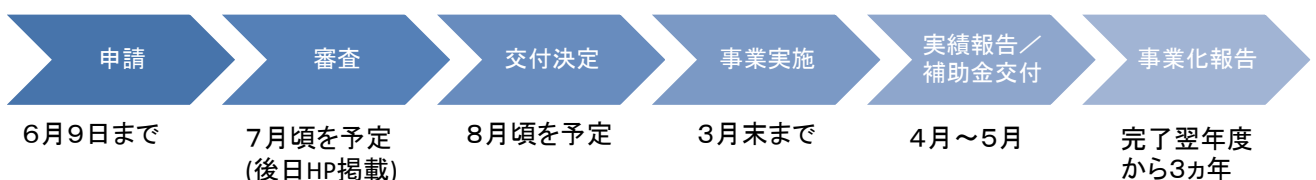
◆ 申請に係る注意事項

- (1) 対象となるソフトウェア商品には、ハードウェアに搭載されている場合やwebサービスを含みます。
- (2) 外部委託費は補助対象経費の1/2以内となります。
- (3) 今回の補助金の対象になるのは、交付決定日(8月頃)から事業完了日までの間に要した経費に限ります。
- (4) 同一者が同型事業に複数の申請を行うことはできません。ただし、スタートアップ型、改良型それぞれに申請することはできます。
- (5) 必ず“IT商品開発支援事業補助金交付要綱”をご確認の上、ご申請ください。

◆ 審査

- (1) 申請された事業については、審査会で事業内容を評価した上で交付決定します。
- (2) 申請者には、審査会で事業内容を説明していただきます。
- (3) 多数の申請があった場合には、書面審査を行い審査会にて評価を行う企業を選定します。

◆ 事業の流れ



制度の詳細や申請書類などについては、
宮城県新産業振興課のHPをご覧ください。

宮城県 新産業振興課

検索